

帝国図書館文書にみる

戦前期出版警察法制の一側面

大 滝 則 忠

土 屋 恵 司

はじめに

本稿で紹介を試みるものは、旧帝国図書館の諸向往復文書、上申書綴等の中に現存している、戦前のいわゆる「発禁本」の扱いについて内務省および文部省と帝国図書館との間にかわされた、図書館側文書の大略である。また、帝国図書館内での「発禁本」の扱いと密接に関連する、その他の現存文書も含む(一)。

戦前の出版警察法制の威力は、納本制度を基礎とした事前および事後の検閲を通して、国民の出版活動を抑圧する国家機構に存していた。さらに、その法制は、広範囲な国

民生活の諸分野に重大な影響を絶えず与えていた。それらの実態について、戦後になってから様々な紹介や研究がなされてきているが、今日なお、その全容は明らかにできてはいない。

戦前期出版警察法制下の図書館については、先に本誌第二号において、帝国図書館を中心として歴史的な素描を試み、当時の図書館が出版警察法制の強制のもとにがんじがらめにされていた実態の一端を垣間見た。その際、旧帝国図書館の現存文書の一部を、すでに紹介してある(二)。本稿は、それ以後に管見し得た文書を通して、戦前期出版警察法制の一側面を、さらに素描しようとするものである。前

稿もあわせて参照されたい。

なお、用語法について。戦前の国立図書館は、明治五年に書籍館として発足してから、東京書籍館、東京府書籍館を経て、東京図書館、帝国図書館と変遷をしている。しかし、標題およびここにおいては、その流れを「帝国図書館」の名で一括総称したので諒とされたい。(ただし、以下本文中においては、個々別々に称する。)

本稿では、最初に、納本制度によって納本された図書が帝国図書館に交付されたことから、その交付の経緯および受入後の扱いについて概述する。その上で、図書館による不用図書の廃棄、交付の一部分途絶とその影響をみる。さらに、出版警察法制に奉仕するための収蔵庫としての図書館の実態をみる。最後に、昭和期の発禁本が帝国図書館に移管されるに至った経緯を示す往復文書を紹介したいと思う。(文中「」内は筆者の補足である。)

注

(一) これらの現存文書は、すべて国立国会図書館支部上野図書館に保管されている。

(二) 大滝則忠「戦前期出版警察法制下の図書館——その閲覧禁止本についての歴史的素描」『参考書誌研究』第二号(一九七三)三九—五三頁。

一 納本図書交付の経緯と受入後の扱い

戦前の帝国図書館は、内務省から、納本制度によって納本された図書の交付を受けていた^①。この措置は、帝国図書館の前身である書籍館時代の明治八年三月一三日をもって始まる。すなわち、明治八年四月に書籍館から呼称を改めた東京書籍館の事蹟沿革略報によれば、書籍館は、明治五年四月に文部省博物館において創立され、六年三月博覧会事務局と合併、八年二月再び分離したが、書籍は全部博覧会事務局のものとなった^②。当時、納本事務は、文部省准刻課の所管であったが、のちに内務省へ移管された。その間の事情は左の文書によって垣間みることが出来る。

① 「明治八年」三月十三日旧大学校内大成殿ヲ以テ仮館トナスニ方リ文部省ヨリ所蔵ノ書籍ヲ交付シ且ツ將來内国新刊ノ書籍ハ文部省准刻課ニ納ルコトニ各一部ヲ本館ニ交付スルヲ以テ例トス^③

(東京図書館明治一三年報—沿革)

② 「明治八年」七月准刻事務内務省ニ属スト雖トモ従前ノ如ク該省ヨリ交付アラン事ヲ乞フ^④

(東京書籍館明治八年報)

③ 前年七月准刻事務ヲ内務省ニ附セラルルモ猶ヲ従前ノ如ク内国新刊書籍類ヲ該省ヨリ交付アラン事ヲ文部省ニ請求センニ本年一月廿八日裁可ヲ得^⑤

(東京書籍館明治九年報)

東京書籍館は、明治一〇年五月東京府の所管に属して東

京府書籍館と改称し、さらに一三年七月再び文部省の所轄に復して東京図書館と称するに至ったが、内務省からの図書交付の措置は引継がれた。

さて、出版警察法制は、明治一〇年代は摸索の時代であり、二〇年代に入つてほぼ確立し、二六年四月一四日の出版法の公布をもつて、強固に完成することとなる。その時点で、従来通りに納本図書を交付すべき旨の確約を文部省を經由して内務省から取りつけたのがつぎの文書である。

④ 文部省
文書課 発専甲一八六号

今般公布相成候出版法ニ関スル納本二部ノ内務部ハ従前ノ通貴館ヘ交付可相成様文部大臣ヨリ内務大臣ヘ照会相成候処別紙写ノ通回答有之候ニ付為御心得此段及御通牒候也

明治廿六年五月廿日

文部省専門学務局長事務取扱牧野伸顯

東京図書館長田中稻城殿

写

文丙第八号

今般出版法公布相成リ納本式部ニ改マリタル儀ニ付已専甲九七号ヲ以テ御照会之趣了承右式部ノ内務部ハ従前之通り可及御廻付候此段及御回答候也

明治廿六年四月廿一日

文部大臣井上毅殿

内務大臣伯爵井上馨

この措置は、東京図書館の事業を継続して明治三〇年四月二七日の官制により設立された、帝国図書館となつてから後も同様に続けられた。

つぎに、図書館に受入れられた図書は、どのように扱われたか。各年報の記載をたどれば、それらは当初から、甲部と乙部に分けられ

⑤ 甲部ハ既ニ陳列シテ縦覧ヲ許ス所ノモノニ係リ乙部ハ複本欠本稗史其他写真石版学校用掛図ノ類ニシテ從來庫中ニ蔵「スモノ」(10)

(東京図書館明治一六年報)

⑥ 已ニ陳列縦覧ヲ許ス所ノモノ(即チ表中甲部ノ書)……複本欠本及雜種ノ書ニシテ陳列セザルモノ(即チ表中乙部ノ書)(11)

(東京図書館明治一七年報)

⑦ 本年増加書ノ内ヨリ乙部ニ編入シテ庫中ニ蔵シ閲覧ヲ許サザルモノ亦少シトセズ是レ皆雜種卑近ノ書ニシテ本館ニ於テ公衆ニ閲覧セシムルニ足ラザルモノ(12)

(東京図書館明治二〇年報)

⑧ 甲乙部増加図書ノ中和漢書ハ主ニ内務省交付ニ係「ル」(13)

(東京図書館明治二三年報)

かつ、帝国図書館明治三一年報以降の統計表中の分類において、所蔵図書を「衆庶ノ閲覧ニ供スルモノ」と「衆

庶ノ閲覽ニ供セサルモノ」とに分けることとなる(四)。

しかるに、さらに各年の報告を詳細にみてみると

⑨ 従来小説中猥褻ノ甚シキモノハ縦覽ヲ禁シ只其甚シカラサルモノ(大閤記八犬伝水滸伝ノ類)ヲ許セリ(三)

(東京図書館明治一六年報)

⑩ 小説類ニ覽者ナキハ該書ノ中少年生徒ノタメ有害無益ノ書多キヲ以テ一昨年以来一切閲覽ヲ停止セシニ由レリ(六)

(東京図書館明治一七年報)

⑪ 乙部書籍ノ数猶甚ダ多キハ皆復本欠本又ハ卑猥ノ書ニシテ公衆ノ閲覽ニ供スベカラザルニヨル(七)

(東京図書館明治一九年報)

以上によって、本稿で関心ある対象たる図書が、図書館の実務上、乙部図書の種類の中に存していたことを知ることができる。

注

(一) 一般的には、岡田温「旧上野図書館の収書方針とその蔵書」『図書館研究シリーズ』第五号(一九六二)二〇二—二〇三頁参照。

(二) 国立国会図書館支部上野図書館編「帝国図書館年報」(一九七四)一頁。

(三) 同前注二八頁。

(四) 同前注三頁。

(七) 同前注一〇頁。なお、岡田前注(三)二〇二頁参照。

(八) 同前注二八頁。

(九) 大滝前注(三)四一—四三頁。

(一〇) 『帝国図書館年報』前注(三)六二頁。

(一一) 同前注六九頁。

(一二) 同前注一〇四頁。

(一三) 同前注一二六頁。

(一四) 同前注一九二頁。

(一五) 同前注六三頁。

(一六) 同前注七〇頁。

(一七) 同前注九四頁。

二 不用図書の廃棄

明治一三年七月に開館した東京図書館は、一八年六月から東京教育博物館と合併したが、一二年三月一日の官制によって再び独立した。当時、上野公園西四軒寺跡にあり、前述の内務省からの納本図書の交付、および内外官民からの寄贈・購求によって、その蔵書を増しつつあった。ところが、東京図書館では、蔵書の増加に比較して、それを収容する書庫の充実が思うにまかせず、書庫増築を将来須要の件として、文部省に報告するに至った。

⑫ 将来須要ノ件

書庫増築 本館蔵書ハ年々一万数千冊ヲ増シ本年末甲乙部図書ハ実ニ三十一万七千余冊ニ上リ二棟ノ書庫殆

ト充実シ兩三年ヲ出ズンテ竟ニ貯蔵ノ余地ナカラント
ス其増築ヲ企ルハ亦已ム可ラザルナリ仍テ其費用ハ將
ニ廿九年度ノ予算ニ於テ請求セントス(二〇)

(東京図書館明治二六年報)

當時、書庫増築の必要性が年報中に記載されたのは、こ
の明治二六年報が最初である。しかし、年々の蔵書の増加
に對してどうすべきかは、実務担当者の間ですでに以前か
らの懸案事項となっていた。そこで最初に実行に移された
のが、不用図書の廃棄であったことが、つぎの文書からう
かがうことができる。

⑬ 甲第二五号

明治廿四年九月七日

庶務掛

不用図書廃棄之儀ニ付伺

当館ニ於テ内務省ヨリ受領致候図書(出版条例ニヨリ
納本トナリタルモノ)ハ總テ保存致来候処年々之増加
ノ数不少遠カラズシテ貯蔵上大ニ困難ヲ生スベキハ今
ヨリ推知セラレ候然ルニ右出版物ノ中ニハ後世ニ至リ
テモ参考上毫無裨益ナシト被相考候モノモ有之候ニ付
是等ハ本館ニ於テ便宜甄別ヲ加ヘ凡三年乃至五年間保
存シ其以後ハ廃棄スルノ制ヲ定メ置度サスレバ幾分か
貯蔵物ノ充溢ヲ減シ且保存上ノ手数モ相省ケ而シテ公
衆ノ本館ヲ利用スル上ニ於テモ一向差支無之義ト存候
条右廃棄ノ途相開キ置度此段至急仰高裁候也

但本文廃棄スヘキモノハ例ヘハ兒童ノ玩弄ニ供スル
繪本類ノ如キ極メテ卑近ノモノ、見込ニ有之候尤其中
ニテモ後世ニ於テ何年時代ニハ如何ナルモノ流行セシ
哉等ヲ徴スベキ為メノ摸本ハ一ト通り保存可致積リニ
有之候

⑭ 文部省 文書課 発専甲七七五号

東京図書館

本月七日付伺甲第二五号其館所蔵図書ノ内兒童ノ玩弄
ニ供スル繪本類ノ如キ極メ卑近ニシテ有用ニ属セサル
分廃棄ノ件ハ聞届ク

但一種類ニ付一通ハ保存スヘシ

明治廿四年九月十六日

文部大臣伯爵大木喬任

ここに「不用図書」というものは、「有用図書」と對比さ
れるものである。不用図書とは、東京図書館明治二二年報
に「乙部図書ノ中全ク不用ナルモノヲ以テ他ノ有用ナル図
書ト交換」(二〇)とすでに記載されているように、乙部図書
中の一部份のものを指していたことがわかる。結局、⑬⑭で
決定されたことは、乙部図書の一部廃棄であるといつてよ
からう。

さらに、明治二七年五月に提出された東京図書館明治二
六年報中の先の⑫の記載の背景となる事情は、発禁本をめ
ぐるつぎの往復文書からも知ることができる。

⑮ 図彙第一九号

左記之書籍去ル明治廿一年八月三十一日及送付置候処
明治廿四年十月中発行禁止ニ付入用之廉有之候条至急
御返戻相成度此段及御照会候也

一 新撰 枕草紙 山口亀吉発行
廿一年八月廿三日出版

明治廿六年六月七日

内務省庶務局

東京図書館御中

⑯ 乙第九八号

館長

枕草紙返戻之義ニ付内務省へ左案御回答可相成哉

枕草紙 卷冊

右発行禁止ニ付御返戻可致旨御照会承了然ルニ当館蔵
書ハ甲乙两部ニ大分シ乙部へ庫中ニ蔵シテ公衆ニ閲覧
セシメザル者ニ有之候処右枕草紙ハ即チ此部類ニテ只
今一寸相分り兼候ニ付取調次第御返戻可致候間左様御
了承相成度此段及御回答候也

年 月 日

館名

内務省庶務局宛

⑰

新撰 枕草紙 山口亀吉発行
廿一年八月廿三日出版

一冊

右ハ発売禁止ニ付去六月中御返戻相成度旨申進候処該
書ハ貴館乙号ノ部ニシテ庫中ニ収蔵一朝御取調へ難ク
ニ付分り次第御返戻可相成旨然ルニ今以テ御返戻無之

ニ付早々御返戻有之度此段再応申進候也

明治廿六年十月九日

内務省庶務局図書課

東京図書館御中

⑰

内務省図書課ヨリ枕草紙返戻方再応照会ニ付回答
廿六年十月十二日 庶務掛

新撰 枕草紙 山口亀吉発行
廿一年八月廿三日出版 一冊

右御返戻方之義ニ付再応御照会之趣致承知候然ル処該
書ハ曩ニ御照会之候節何分見当リ不申ニ付其趣及御
回答置其後種々搜索候へ共多数ノ図書中何レへ仕舞込
候哉今以テ見当不申候間尚取調之上見当リ次第御返戻
可致候条可然御了知相成度此段及御回答候也

内務省庶務局図書課宛

館

この文書の意義は、後の四で指摘する点をここではさて
置くとして、さしあたり、書庫が狭かったこと、閲覧に出
されない乙部図書は一旦必要ある場合に取し出すに足る整
理保管がなされていなかったこと、内務省が発禁とした図
書が乙部図書として扱われていたこと、を示している文書
であるといえる。

続いて、書庫の狭隘はますます緊急に解決すべきことと
なり、再び廃棄の方針が一層強化されることとなった。

⑱

図書廃棄之義ニ付伺

廿七年七月三日 庶務掛

当館ニ於テ内務省ヨリ受領致候図書（出版法ニ依リ納本トナリタルモノ）ノ内極テ卑近ノモノ廃棄ノ途相開度儀ハ去明治廿四年九月中伺済相成候（前出⑬⑭を指す）然ルニ其後蔵書ハ月日増加致シ乙部図書（重複又ハ雜種卑近ニシテ公衆ニ閲読セシメサルモノ）ハ総テ書庫三階ニ貯蔵致置候処自然積量過重相成過日之強震ニ於テハ小ク棟梁ニ異状ヲ生シ稍ヤ危険ノ惧有之候次第ニ付此際幾分ノ重量ヲ減スヘキ必要ヲ感シ候ヘ共差向他ヘ分置スヘキ場所モ無之候ニ付右内務省ヨリ受領スル図書ノ内廃棄スルヲ得ルノ範圍ヲ今少シ相拡メ児童ノ玩弄ニ供スル繪本類ノ如キ極テ卑近ノ者ハ総テ之ヲ廃棄スルノ外一書ニシテ數種アルモノノ如キハ其優劣ヲ甄別シテ優種ノ内一二ヲ保存シ其他有用ニ屬セサル見込ノ分ハ便宜廃棄スルヲ得ルコト（例ヘハ教科書ニシテ數版アルモノハ最後ノ一二版ヲ存シテ其他ハ廃棄スルノ類）ト致度此段仰高裁候也

文部大臣宛

館長

⑳ 指令写

本年七月三日付甲第二一号伺其館不用図書廃棄ノ件認可ス

明治二十七年八月九日

文部大臣

しかるに、この直後、東京図書館は⑮と同様のつぎのような交付図書返戻方照会を内務省から受けている。その回

答の中で、⑯の表現とは異なつて「廃棄書類ノ中ニ混入致シ置候間搜索ノ途無之候」という一歩進んだ表現になつてゐることは、この決定の結果であつたといえよう(20)。

⑳ 一 曆の解 発行人宮崎八十八 大阪
但廿七年九月四日別括拾六冊中ニテ送付

〔他四部略〕

右之五部夫々但書之通ニテ及御送付在候処今般何レモ発行禁止相成候ニ付御返却相成度此段及御照会候也

廿八年一月廿五日

警保局図書課

東京図書館御中

㉑

廿八年一月廿六日

庶務掛

内務省図書課ヨリ曆の解外四種返却御照会ニ付回答
一 曆の解 発行人宮崎八十八

〔他四部略〕

右発行禁止相成候ニ付返戻可度旨御照会之趣了承然ル処右ハ公衆ニ閲覽セシムヘキ部類ノモノニ無之又永ク保存スヘキ程ノモノニモ無之ニ付廃棄書類ノ中ニ混入致シ置候間搜索ノ途無之候条既ニ廃棄シタルモノト御認メ有之度此段及御回答候也

警保局図書課宛

館

この件に関しては、「既ニ廃棄相成候義ナレバ不得止候得共未タ廃棄不相成候ハ、御返戻有之度」と同年一月三一日付で再び警保局図書課から来信し、さらに図書館から二

月二日付で五種の内二種発見の旨が報告されている。

さて、今日、われわれは、明治二〇年代以前の発禁本を、当時の蔵書を引継ぐ、国立国会図書館でほとんど見ることができない。なぜなら、引継いだ蔵書の中にないからである。処分されたといわれる図書の一冊一冊について詳細に調査した上でなければ結論は出ないが、それは今不可能であるので、さしあたり以上のような廃棄の措置が行なわれていたこと、廃棄されたのは乙部図書の一部であること、⑪⑫⑬⑭⑮⑯に端的に示されているように発禁処分の対象になる図書が、その処分以前に図書館に入入れられた際に乙部図書に多く入れられていた可能性が強いこと等の理由から、以上の措置の決定により、実際にどの位の量の図書が廃棄されたかを数量的に知ることは興味のあることである。

しかしながら、図書館各年報によって、最初の廃棄決定のあった明治二四年報から、書庫問題が新館建築によって解決がついたと思われる明治三八年度年報までをみるに、乙部和漢書について、廃棄があったと示されているのは、明治二八年における四四二冊のみである。

- ⑳ 乙部図書ノ減数和漢書四百四十五冊ノ内三冊ハ甲部ニ移シ四百四十二冊ハ重複ニシテ全ク不用ナリシヲ以テ売却シタルナリ(三)

(東京図書館明治二八年報)

明治二四年から二七年および二九年には、乙部和漢書数

に減数が記載されているが、明白に廃棄の名目による減数ではない。また、帝国図書館となった明治三〇年以降の年報には、「乙号表 三 図書増減表」中に甲部和漢書について「売却譲与廃棄合装其他減却」数が記されているが、乙部和漢書については何ら減数の記載がない(三)。

この間の事情については、様々な推測がなされ得るが、今はさて置こう。

注

- (一) 『帝国図書館年報』前注(四) 一五一頁。
- (二) 同前注一二〇頁。
- (三) 東京図書館では、⑯の何に對して⑳の指令があったにもかかわらず、それを紛失し、東京図書館長田中稲城発明治一八年五月一八日付乙第一〇四号文部省専門学務局長木下広次あての文書によって、指令の督促をしている。そして二八年六月二日付で指令の写の再送付を願ひ出ており、文部省専門学務局発明治二八年六月一四日付專乙六二〇号東京図書館あての文書によってその写を手に入れている。
- (四) 『帝国図書館年報』前注(四) 二六六頁。
- (五) 岡田前注(三)によれば「上野図書館では内交本を甲・乙・丙の三部類に部類分けをした。即ち、甲部は利用ならびに保存の価値ありとするもの、乙部は目下の利用価値は乏しいが、一応の保存の道を講じ、価値については後日の判断を待つもの、及び丙部は全然利用ならびに保存の価値なしとするもの

である。納本中には広告、引札、正月用の玩具、殆んど文字のない日記類、帳簿類などがあるが、これ等は丙部として一ヶ年間保存の上廃棄された(同一〇三—二〇四頁)という。この「丙部」の存在を示す表現は、明治三〇年以降昭和二〇年までの帝國図書館各年報においては一片も見出すことはできない。また、他の文書中にも直接「丙部」を指す表現はでてこない。そのためこの「丙部」が、いつから、またどのようにしてできたのかは詳らかでない。しかし、後掲文書②にみられる「尙枚摺其他極メテ卑近ノモノニシテ永久保存ノ必要無之ト認メタル類」及び同③における「廃棄(の部類)」という表現がこの「丙部」に該当することは明らかであり、実質的に丙部の存在が裏付けられる。

三 交付納本圖書の一部分途絶

これまでみてきた文書から、東京図書館においては、内務省の出版警察上の目的による返戻方の照会に対して、交付を受けた図書に関する保存および提供の体制が充分でなかったことがわかる(特に⑩⑪⑫および⑳参照)。このことが、内務省をして明治三二年六月以降、従来行なってきた納本圖書の交付のうち、一部分を打切るという措置をとらしめるといふ事態を生じさせた。内務省による東京図書館に対するかかる措置の第一歩が下記の文書である。

⑳ 警図発第一〇七号

本省ヨリ御送付及候総テノ図書ハ貴館ニ於テ総テ保存

閱覽ニ供セラル、ヤ或ハ否ラサルモノ有之ヤ一応承知致度此段及照会候也

明治二十九年八月十日

警保局長小野田元熙

東京図書館長田中稻城殿

㉑

廿九年八月十二日 庶務掛

内務省警保局ヨリ送付書籍取扱方照会ニ付回答

貴省ヨリ御送付相成候総テノ図書保存閱読ニ供スルヤ否ノ義御照会之趣了承右御送付ノ図書ハ査閲ノ上甲乙二部ニ甄別シ甲部ハ直ニ整頓シテ一般公衆ノ閱読ニ供シ乙部ハ唯保存ニ止メ特ニ閱読ヲ望ムモノアレハ之ヲ許スコトニ規定致シ置候(但右御送付図書ノ)其内尙枚摺ノモノ其他極テ卑近ノモノニシテ永久保存ノ必要無之ト認メタル類ハ(一二年保存ノ後)便宜廃棄致シ候モノモ有之候左様御承知有之度此段及回答候也

かくして、東京図書館の内部の扱いは内務省に公に伝えられ、内務省の知るところとなった。

さて、明治三〇年四月二七日帝國図書館官制が公布されて、東京図書館から帝國図書館へと名称が変った。

その翌三一年、帝國図書館は、内務省から先の⑩⑪と同様の発禁本返戻方の照会を受ける。

㉒ 記

一 粹客粹人乃宝

卷冊

但大阪府名倉龜楠明治廿二年八月発行

〔他八種略〕

右九種何レモ発行之當時及御送付候処今般發行禁止相成候付御返戻有之度此段及御照会候也

明治三十一年五月三十日

内務省警保局図書課

帝國図書館御中

②7

三十一年六月一日 庶務掛

内務省發行禁止之書籍返戻方照会ニ付回答

一

粹客 必務粹人の宝

名倉龜楠

明治廿二年八月発行

〔他八種略〕

右今般發行禁止相成候ニ付御返戻可致旨御照会ノ趣了承然ル処御送付ノ図書類ハ本館ニ於テ総テ甲乙及廃棄ノ三類ニ分チ処分致シ候慣例ニ有之右御来示ノ分ハ何レモ第三類ニ属シ御返戻難致候条左様御承知相成度此段及回答候也

内務省警保局図書課宛

館

ここにおいて、内務省は、従来からの納本図書交付の一部分を打切ることを決め、帝國図書館に通知してゐることとなる。この通知は、最初直接に帝國図書館にもたらされたが、図書館からは、通知を文部省經由とされたい旨回答があり、文部省を經由して改めて帝國図書館にもたらされた。

②8

内務省警保局警保省第四二号

従来及交付候納本図書之内別括物トシテ交付候分ハ警察取締上必要ニ有之又々貴館ニ於テハ多ク廃棄物トシテ御取扱之趣ニモ聞及候条自今右之分ハ一切交付不致候左様御了知有之度此段申進候也

明治三十一年六月六日

内務省警保局

帝國図書館御中

②9

卅一年六月八日 庶務掛

内務省警保局ヨリ納本図書ノ内別括物交付セサル旨通牒ニ付回答

従来交付相成来候納本図書之内別括物トシテ交付有之候分ハ自今一切交付不相成旨昨六日付警保省第四二号ヲ以テ御申越有之候処右ハ去明治廿六年四月廿一日付文丙第八号〔前出④を指す〕ヲ以テ貴省大臣ヨリ文部大臣へ御回答之趣モ有之候ニ付当館限リ承認致スヘキ者ニ無之候ト存候条更ニ貴省大臣ヨリ文部大臣へ向ケ御照会有之度此段及御回答候也

③0

文部省 文書課 戊辰第三二八号

出版法ニ於ケル納本図書交付方ノ儀ニ付内務省ヨリ別紙写ノ通照会有之候処右ニ付御意見一応承知致度此段及御照会候也

明治三十一年六月廿二日

文部省図書局長心得渡部董之介
帝国図書館長田中稻城殿

写

出版法ニ於ケル納本一部ハ從來帝国図書館ヘ交付シ来リ処分アル毎ニ返却方照会及来リ候処今回処分相成タルモノハ既ニ廃棄シテ返却難致旨図書館ヨリ回答相成候〔前出②③を指す〕就テハ図書館ニ於テ廃棄相成候出版物ガ却テ多ク警察上取締ヲ要スルモノニ有之候条今後右ニ限り御交付不及様致度尤モ納本ハ悉皆保存セラレテ一切廃棄セラレサルニ於テハ従前之通交付シテモ差支無之候此段及御照会候也

明治三十一年六月二十一日

内務次官松岡康毅

文部次官小山健三殿

③1

三十一年六月廿四日 庶務掛

納本交付方之儀内務省ヨリ文部省ヘ照会有之旨ヲ以テ図書局長ヨリ照会ニ付回答

出版法ニ於ケル納本図書交付方ノ儀ニ付内務省ヨリ照会有之候趣ヲ以テ卑見御承知相成度旨御照会之趣了承右交付書ノ内廃棄候モノ有之候儀ハ明治廿四年九月十六日付〔前出④を指す〕并明治廿七年八月九日付〔前出⑤を指す〕伺済之通り主トシテ書庫ノ狭隘ナルニ基キ臨時不得止処分ニ有之候次第ニ付更ニ貯蔵場ノ都合出来候

上ハ廃棄ノ処分ヲ止メ候考ニ有之候付テハ右条件ヲ付シ当分ノ内ハ照会前段ノ意ニ応ズヘク候間追テ納本悉皆保存ノ計画相立候上ハ復ヒ従前ノ通交付相成候様致度旨御回答相成度此段及御回答候也

図書局長心得宛

館長

當時の書庫の状態は、東京図書館の規模を拡張して帝国図書館が設置された(三)にもかかわらず、先の④にみた東京図書館明治二六年報の記載するところと何ら変らなかつた。

③2 各建物ハ皆狭隘ヲ極メ……書庫モ亦已ニ充実シ年々増加ノ図書ヲ蔵ムルニ余地ナク為メニ姑息ノ排列ヲナシ図書出納上大ニ不便ヲ感シタリ……
図書保存ノ状況ニ関シテハ已ニ設備ノ項ニ陳述セシガ如ク書庫ノ狭隘ナルガ為メ充分ノ措置ヲ為ス能ハズ間或ハ蠹食ヲ免カレザルモノアリ唯今日ハ可成之ヲ防キ他日新築ノ落成ヲ待ツノ外ナキナリ(三)

(帝国図書館明治三一年報)

かかる書庫の状態からいって、交付された納本図書は一切廃棄せずにとごとく保存することはできない限り、明治二七年八月の裁可に従って廃棄をなすこととし、その上は内務省から交付納本図書の一部が途絶することも止むを得ないというのが、図書館側の考えであったわけである(三)。

さて、この内務省の措置によつて交付を打切られることとなつたものは、^⑳等によれば「別括物」として従来交付の分である。「別括物」の名は、これまでの文書のうちでは^㉑に一度だけみただけであり、その名を冠する図書の詳細は明らかでない。

ところで一方、内務省の措置は雑誌類の交付に直接に影響を与えたことが、つぎの往復文書で知ることができる。これはまた、措置によつて途絶した「別括物」の具体的な内容を探る上で少し手がかりとなる。

^㉓ 三十一年十一月一日 庶務掛

納本雑誌類送付方之義内務省警保局へ照会

当館へ御送付可相成納本之内雑誌類へ去六月以来一向御送付無之閱読者ニ於テ失望候モノ少カラス候条既ニ納本相成居候分へ至急御送付且爾後納本ノ分モ可成速ニ御回送相成候様致度此段及御照会候也

警保局宛

館

^㉔ 内務省警保局第四二号ノ内

本月一日乙第一一四号ヲ以テ本年六月以来雑誌類ハ一向送付無之云々御照会之処右ハ兼テ御協議及ヒタル次第モ有之納本中乙号ノ分ハ普通ノ出版物ト雑誌トヲ問ハス総テ御送付不致次第ニ有之尤モ当省ニ於テハ今後雑誌類ハ甲号乙号ヲ問ハス悉皆送付シテモ差支無之ニ付其旨文部省ヨリ更ラニ御照会有之ニ於テハ改メテ可

及送付候此段回答傍申進候也

明治三十一年十二月廿四日

内務省警保局

帝国図書館御中

^㉕ 三十一年十二月廿六日 庶務掛

雑誌類送付方之義ニ付内務省警保局へ再応照会
雑誌類御送付方之義ニ付本月一日乙第一一四号ヲ以テ及御照会候処本月廿四日付内務省第四二号ヲ以テ御回答之趣了承然ルニ当館ヨリ及御照会候雑誌類ハ即前記之類ニテ兼テ御協議ノ未御送付無之事ニ相成居候従来別括物中ノ種類ニ属スベキモノニハ無之御協議前ハ別括物トシ御送付相成リ居ラサル者ニ有之候ニ付御照会致候次第ニ有之候付テハ此類ニシテ既ニ納本相成居候分此際至急御送付尚引続納本次第御送付有之候様致度此段再応及御照会候也

前記目錄ハ雑誌復原簿ヨリ写取候モノニ付控取置カズ〔朱書〕

追テ別括物御送付無之様可相成御協議ノ節爾後別括物ノ範圍ハ可成縮小シテ警察御取調上必要ノモノノミトシ其他ハ普通書籍トシテ御送付可相成旨貴局図書課員ヨリノ談シモ有之当館ニ於テモ其積ニテ自然御協議モ相整候次第ニ候条今後モ右方針ニヨリ御送付無之分ハ可成其範圍ヲ狭メラレ候様致度此段陳述候也

客年十二月二十七日乙第一二六号ヲ以テ雜誌類送付方
之義御照会之趣了承右御協議前別括物ノ取扱ヲ為サ、
ル分ハ此際取調次第御送可及候得共雜誌類ニシテ別括
物トシテ取扱候分モ間々有之右之其分ハ御送不及候間
此段予メ御承知置相成度此段御回答旁申進候也

明治三十二年一月十四日

警保局

帝国図書館御中

すなわち、以上の文書から、今後交付を打切られた「別括物」とは、内務省が出版警察の取締目的の上手元に置いておきたい種類の図書を多く含むものであったことが判明する。そして内務省に置かれた分が、周知の大正一二年関東大震災による内務省書庫焼失により烏有に帰した図書に含まれていたことが当然推定できる。

かくして、二で見た図書館の廃棄措置による喪失と合わせて、明治以降震災までの出版警察法制の実態を探る、重要な原資料の多くを今日のわれわれが持ち合すことができな理由の一斑を知ることとなる。

注

(三) 『帝国図書館年報』前注(四)一七五および一九一頁。

(四) 同前注一九一頁。

(五) 書庫の問題が一応解決をみるのは、明治三十九年三月に新築

館(現在の国立国会図書館支部上野図書館の建物)が落成した際である。帝国図書館明治三十八年度年報によれば「本年度へ新築館落成シタルヲ以テ諸般ノ設備稍ヤ完備シ書庫モ比較的余地ヲ存スルヲ以テ圖書ノ整頓上大ニ便ヲ得タレドモ唯経費ノ都合上書函全部ノ改造ヲ果ス能ハザリシハ甚タ遺憾トスル所ナリ依テ今後経費ノ許ス限り漸次改造ヲ企テ内部ノ整頓ヲ完ウセンコトヲ希望セリ」と報告されている。同前注二二〇頁。しかしながら、③中の「公約」にもかかわらず、こうして書庫の都合ができた後においても、明治三年のこの途絶を回復し、再び全部交付を受けるに至ったという文書および記録を今のところ見出すことはできない。強いて考えられるとすれば、後述する昭和期の行政処分につせられた単行本(納本の副本)の保管方を伺い出て認められた例があげられようか(後述五参照)。

四 出版警察法制下における収蔵庫としての帝国図書館

日本の近代国家としての歩みと併行して発達してきた近代出版警察法制は、明治二十年その基本法である出版法の公布によって、ますます確固たるものになった。帝国図書館がその法制の元締である内務省と、納本図書の授受を通して前身の東京書籍館以来、ずっと接触を持って来たことは、これまでにみた通りである。そして、この関係における図書館の立場は、一国の文化遺産の最終的収蔵庫としての性格よりも、あくまでも出版警察法制に奉仕する一時的

収蔵庫としての性格の強いものであったことが、すでに伺い知ることができよう。さらに、図書館側の事情として、明治三十九年三月の帝国図書館の新館落成は、わが国の図書館史上第一期を画することになるが、それは同時に出版警察法制と図書館の關係が、以上の性格のものとして安定期に入ったことと一致する。

これからみる文書は、内務省による納本図書交付の遅滞および既に交付済図書の返戻方照会と、それに対する図書館側の措置および反応に関するものである。それらは、明治・大正・昭和の各時代を通して、一貫して「出版警察目的」を最優先させたものであり、出版警察法制に奉仕する収蔵庫としての性格をもった帝国図書館の実態を如実に表わすものである。

内務省の納本図書交付の遅滞に対する帝国図書館からの照会および内務省の回答の文書は、³⁷以下の一件をすでにみてきたが、そのほか明治時代に四件、大正時代に九件、昭和一〇年代に二件が現存する。それらのうち、出版警察法制と帝国図書館のかかる關係を典型的に表わしているものにつぎのものがある(三〇)。

37

三十四年九月十二日 庶務掛

納本送付方之義ニ付内務省図書課長へ照会

貴局ヨリ当館へ御送付可相成納本之義近来往々遅延相成候モノ不少就中小説類ノ如キハ発行年月日ヨリ半年

乃至一年ヲ經過スルモ猶御送付無之モノ有之当館ニ於テ閱讀人ノ請求ニ対シ毎々差支候元來納本ハ發行前ニ於テスヘキ者ニ有之候ヘハ当館ニハ未タ世間ニ流布セサル以前ニ於テ備付ラルヘキ儀ナルニ既ニ新聞紙上等ニ批評有之モノニテ却テ当館ニハ備付無之類有之世間ニ対シ政府事務ノ緩慢ヲ証スル義ニテ御同様職責上汗顔之至リニ有之就テハ爾後納本ハ可成簡便ノ手續ヲ以テ日々速ニ御送付相成候様致度此段及御照会候也

〔追テ以下略〕

館長

38

内務省警保局図書課長久保田政周宛親展
警保局警図発第三一〇号

本月十二日付ヲ以テ貴館へ送付本遅延ノ件御照会之趣了承則チ職務検閲上差支ナキ限りハ可成的速力ニ送本為致候条此段及御回答候也

明治三十四年九月廿三日

内務省警保局図書課長久保田政周

帝国図書館長田中稻城殿

かかる關係は、昭和に入ってもずっと変らなかつた。つぎの文書は、そのことを証明している。

39

昭和十四年十一月二十三日

庶務係

会計係

受入係

第一部長

第二部長

館長

乙二六〇 案

十四年十一月十四日 館長

内務省警保局長本間精

貴省御保管ニ係ル左記図書、公衆ヲシテ利用致サセ度候ニ付御差支無之候ハバ此際当館へ御引渡相成候様致度此段及照会候也

記

一 国訳漢文大成

一 大正新脩大藏經

④〇 警保局図筈乙第五六五号

昭和十四年十二月七日

内務省警保局長

帝國図書館長殿

図書保管方ニ関スル件回答

標記ノ件ニ関シ客月十四日附乙第二六〇号ヲ以テ御照会之候処左記要領ニ依リ保管相成ニ於テハ別段異存無之右及回答候也

記

一 保管図書ハ「国訳漢文大成」及「大正新脩大藏經」

ノ二種目トス。但檢閲上必要ノモノハ之ヲ除ク

二 当局ノ要求アルトキハ直チニ提出又ハ返還スルコ

ト

三 保管スベキ図書ニ対シテハ当局所定ノ目録及カードヲ作成提出スルコト

四 保管スベキ図書ノ受授ニハ前項目録又ハカードニ取扱者捺印シテ受領ノ証トスルコト

五 保管図書ハ図書館規定ニ基キ公衆ノ閱覽ニ供スルモ支障ナシ

六 保管図書ニシテ汚損、破損等ニ因リ保存ニ堪ヘザルニ至リタルトキハ当局へ返還スルコト

④① 昭和十五年一月九日

庶務係
受入係

第一部長

館長

乙四 案

十五年一月十一日 館長

内務省警保局長

曩ニ国訳漢文大成並大正新脩大藏經御引渡相成閱覽者ヲ裨益スル所不尠洵ニ感謝ノ至ニ不堪候就テハ猶文芸書其ノ他ニシテ檢閲上支障ナキモノ有之候ハ、前記図書ト同様御取計御配慮相煩度此段重ネテ及照会候也
追テ檢閲上必要有之候場合ハ其ノ都度御要求ニ可応為念申添候

図書館が出版警察法制に奉仕する一時的収蔵庫としての

性格をもっていた実態を示す他のひとつは、度重なって内務省から発せられた交付済図書の返戻方の照会の文書である。この返戻方照会文書は、すでに三件をみてきたが、そのほか明治時代に五件、大正時代に七件、昭和時代に一件が現存する。

それらのうち、つぎの一件は最も典型的な例である(三七)。

(42) 明治卅八年十一月及御送付候幸徳傳次郎著作発行社会主義神髓壹冊事務取扱上必要出来ニ付一時返付相成度此段及照会候也

明治四十一年六月十二日

帝国図書館御中

内務省警保局

(43) 四一年六月一三日 庶務掛

内務省警保局ヨリ社会主義神髓返付方照会ニ付回答
明治卅八年十一月(卅六年ノ誤ナルヘシ)御送付相成候幸徳傳次郎著社会主義神髓一時返付可致御照会之趣了承則別冊及御返付候也

尚一時之事故蔵書印モ其儘ニテ御回付致候万一永ク御返付無之様ノ事ニモ相成候ハ、消印ノ上原簿ヨリ取除キ候等ノ手續モ有之候間一旦一寸御回付相成候様度致其上改テ御返付可致候

(44) 内務省警保局警図発第一〇七号

一時返付相成リタル幸徳傳次郎著社会主義神髓一冊ハ事務取扱上其儘留置度ニ付御申越ノ如ク一旦及御回付

候条更ニ返付相成度別冊相添候此段及照会候也

明治四十一年六月十六日

帝国図書館御中

内務省警保局

この(44)の文書中には、「消印ノ上即日返付ス」と朱書があり、『社会主義神髓』が図書館からこのようにして取返されたことを示している(三七)。

さらに、以上述べてきたことに付言すれば、明治二十年代後半以降、出版警察法制と東京図書館および帝国図書館との関係が流動から安定に移る時期に、図書館側の決定に關与していたのが、田中稻城と西村竹間であることが、現存文書上の押印から知ることが出来る。すでに周知のように田中は明治二三年以来大正一〇年まで、東京図書館として帝国図書館の館長をつとめ、また西村はその下に司書官としてあり、後に日本図書館協会の理事長をつとめた。二人とも日本図書館史上の代表人物であり、草創期の図書館界の指導者的立場にあったことにも重要な意味があるであろう。

注

(二六) 内務省の納本図書交付の遅滞に対する帝国図書館からの照会および内務省の回答の文書で現存する合計一六件のうち、本文中紹介した三件(33—36、37—38、39—41)のほか三件の文書を日付のみ記せば、つぎの通りである。

(1) 明治三二年六月六日付帝国図書館発

明治三二年六月九日付内務省回答

(2) 明治三二年三月一七日付帝國図書館発

明治三二年三月二三日付内務省回答

(3) 明治三七年二月一六日付帝國図書館発

(4) 大正一一年八月二日付帝國図書館発

大正一一年八月二八日付内務省回答

(5) 大正一一年九月一日付帝國図書館発

(6) 大正一一年一月二八日付帝國図書館発

(7) 大正一二年二月一五日付帝國図書館発

(8) 大正一二年五月一四日付帝國図書館発

(9) 大正一二年六月六日付帝國図書館発

(10) 大正一二年七月一〇日付帝國図書館発

(11) 大正一二年八月二六日付帝國図書館発

(12) 大正一三年八月七日付帝國図書館発

(13) 昭和一五年三月一八日付帝國図書館発

昭和一五年四月二三日付内務省回答

(二七) 既に交付済圖書の返戻方の内務省の帝國図書館への照会

およびその回答の文書で現存する合計一六件のうち、本文中で紹介した四件(15-18、21-22、26-27、42-44)のほか一二件の文書を日付のみ記せば、つぎの通りである。

(1) 明治三二年五月二〇日付内務省照会

(2) 明治三二年六月一五日付内務省照会

日付不明 帝國図書館回答

(3) 明治三二年六月二日付内務省照会

明治三二年六月二四日付帝國図書館回答

(4) 明治四三年八月二七日付内務省照会

明治四三年九月三日付帝國図書館回答

(5) 大正一二年七月二日付内務省照会

(6) 大正一二年九月三日付内務省照会

大正一二年九月四日付帝國図書館回答

(7) 大正一三年四月二日付内務省照会

(8) 大正一三年一月七日付内務省照会

(9) 大正一三年二月四日付内務省照会

大正一三年二月一〇日付帝國図書館回答

(10) 大正一三年六月一七日付内務省照会

(11) 大正一三年十一月一〇日付内務省照会

(12) 昭和一二年一〇月二〇日付内務省照会

(二八) 『社会主義神髓』は、明治四三年九月三日に発売頒布禁止処分になっている。大逆事件から以降の出版警察法制と帝國図書館の関係については、大滝前注(三四四頁以下参照)。

五 昭和期発禁本移管の経緯

帝國図書館は、昭和一二年以降になって、昭和期に発売頒布禁止等の行政処分を受けた圖書を内務省から受領している。それらについては前稿でふれたが(三七)、今回その経緯の往復文書が見出されたので、つぎに紹介する。

(45) 乙第五号

昭和十二年一月十四日

帝國図書館長松本喜一

内務省警保局長萱場軍藏殿

当館ハ内外古今ノ図書記録類ヲ蒐集シテ、普ク公衆ノ閲覧ニ供スルノミナラズ、明治五年創立以來我國文化ノ保存機関トシテ、国内出版物ノ一部ヲ受領スル事ト相成居、随ツテ従来政府ニ於テ行政処分ニヨリ其発売頒布ヲ禁止セラレタル図書ノ一部及ヒ当館独自ノ立場ヨリ閲覧ヲ禁止セルモノニ至ルマデ、「禁閱図書」トシテ特別ノ方法ニヨリ嚴重ニ保存致居候為メ、自ラ国家事務遂行上ニモ補助機関トシテノ使命ヲ果シ来レルハ御承知ノ通りニ有之候、就テハ今後貴省ニ於テ行政処分ニ附セラレタル図書並ニ雜誌類ノ一本ヲ、当館ニ移管相成候ハ、嚴重保管ノ上、何時ニテモ貴省出版警察事務遂行上便宜相叶ヒ候様整理致置クベク、右ハ欧米ノ国立図書館ニ於テモ屢々見ル所ニ有之、図書ノ整理保存ヲ任トスル図書館ヲシテ管理セシムルハ、絶対に其散逸ヲ防止セシムル事ヲ得ベク、至極適當ナル措置ニ可有之ト被存候

当館ニ於ケル禁閱図書ノ整理保管ニ就イテハ、苟モ行政処分ニ附セラレタルモノナルヲ以テ、其取扱ハ極メテ嚴重ニシテ、当館職員ト雖モ絶対ニ閲読ヲ許サズ、館長室備付ノ特別書架ニ秘藏シテ、館長自ラ其保管ノ責ニ任シ居候次第ニ有之候

茲ニ当館ノ一使命タル文化保存ノ重責ニ省ミ、行政

処分ニ附セラレタル図書ノ移管方ニ関シ得貴意度此段申進候也

④⑥ 警保局図発乙第二九九号

昭和十二年三月一九日

内務省警保局長

帝国図書館長殿

行政処分ニ附セラレタル単行本（納本ノ副本）保管

方ニ関スル件回答

標記ノ件ニ関シ本年一月十四日附乙第五号ヲ以テ御照會有之候処左記条件ニ依リ保管相成ニ於テハ別段異存無之右及回答候也

記

一 保管スベキ図書ノ目錄ヲ作成スルコト

二 当局ノ要求アルトキハ直チニ提出スルコト

この往復文書は、以上にみてきた出版警察法制下における帝国図書館の役割を、誠に簡明に表わしているものといえるだろう。

注

(一九) 大滝前注(二五〇—五一頁)。

小括

以上において、旧帝国図書館の現存文書から、「発禁本」の扱いをめぐる動向について素描した。そして、その動向

が、単に帝国図書館の内部だけの問題ではなく、当時存在していた出版警察法制と直接にかかわるものであったことを看取することができた。その意味で以上は、戦前期出版警察法制の一側面といえるものである。

なお、本稿は前稿同様、図書館を通してみた出版警察法制の一側面について、あくまでも「素描」を試みたものである。以上で明らかになった実態をさらに出版警察法制の全体の中に位置づけをなして考察することは、つぎの課題であろう。また、世界的にみれば、検閲の問題は、人類社会が始まってから今日に至るまで、常に重大な問題として存在し続けている。本稿が対象とした一九世紀後半から二〇世紀前半にかけても、各国において様々な検閲をめぐる問題が展開されていた。わが国のこれらの動向が、同時代の世界の流れの中でさらに検討されることも、つぎの課題であろうと思われる。

本稿の執筆にあたって、西村正守氏、佐野力氏、菊地和子氏から資料上多くの教示を得たことに感謝する。

おおたき・のりただ
 コロンビア大学東亜図書館(出向中)
 つちや・けいじ
 調査及び立法考査局文教科

レファレンス事例

質問 伊藤銀月の著作リスト(県立図書館)

回答 当館所蔵の伊藤銀月の主な図書を次におしらせします。

『詩的東京』 曙光社 明34 (三〇一七五)

『最新東京繁昌記』 上巻 内外出版会 明36 (九六一七六)

『人情観的日本史』 文禄堂 明37 (四五―四三二)

『百字文の栞』(伊藤銀月編) 文学同志会 明38 (九八一―四

五)

『つき影』 如山堂書店 明38 (九八一―六五)

『太閤記』 文禄堂 明38 (九九―一六四)

『百字文粹』 伊藤銀月編 百字文会 明39 (九四―四二二)

『予の半面』 弘道館 明39 (二四〇―七二二)

『銀月文』 楽山堂書房 明42 (七二―三三四)

『伊藤博文公』 千代田書房 明42 (七二―三五九)

『海舟と南洲』 千代田書房 明42 (七二―三五八)

『南朝と北朝』 千代田書房 明43 (七二―三九四)

『秀吉と家康』 全2冊 千代田書房 明42・43 (七二―三四

六)

『日本警語史』(伊藤銀月編) 実業の日本社 大7 (三三六―

一〇二二)

(参レ 一八〇七)